

遺伝子組換え農作物、樹木、生ワクチン等の第一種使用規程承認手続

申請者

申請書の提出

農林水産省
(農産安全管理課が受理)

「カルタヘナ法施行規則第10条の規定に基づく農林水産大臣及び環境大臣が意見を聴く学識経験者の名簿」に記載された学識経験者から意見を聴取(生物多様性影響評価検討会又は薬事・食品衛生審議会薬事分科会再生医療等製品・生物由来技術部会動物用組換えDNA技術応用医薬品調査会)

学識経験者の意見の報告

パブリック・コメントの実施

承認の可否の決定(農林水産省、環境大臣)

承認の公表・告示(HP、官報)、
第一種使用規程関係資料の公表